

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針改訂版 【概要版】

1 基本方針改訂の趣旨

「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」については、平成20年8月に策定し、その策定から15年以上が経過した今、少子化の進行や地域の実情の変化など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化してきている。

そこで、児童生徒数の減少期において、よりよい教育環境の整備・充実を図るため、現状や今後の児童生徒数の見通しに即して基本方針の改訂を行うもの。

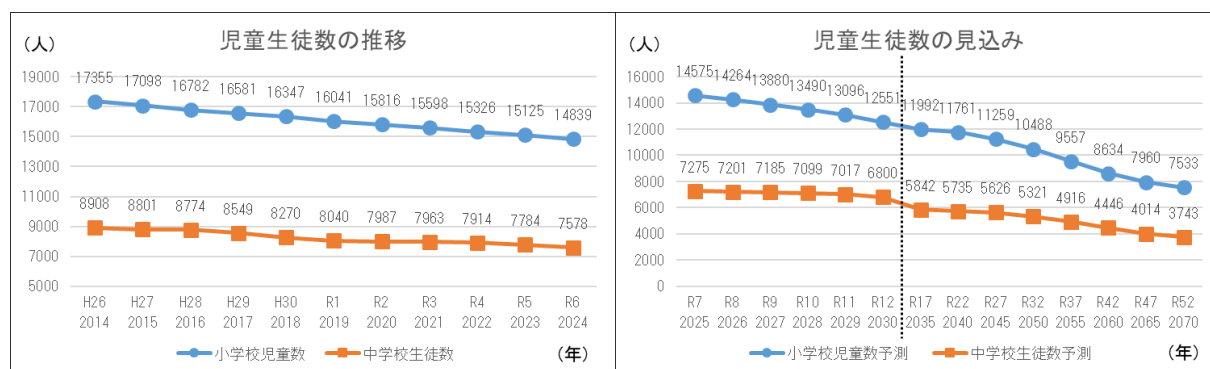
2 基本方針（改訂版）の適用期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とし、社会情勢の変化や児童生徒数の実情などに対応するため、令和12年度を目途に見直す。

3 児童生徒数の推移と見込み（みやま分校除く）

小学校の児童数は10年前と比較すると2,516人減少（14.5%減少）しており、更なる減少が見込まれている。

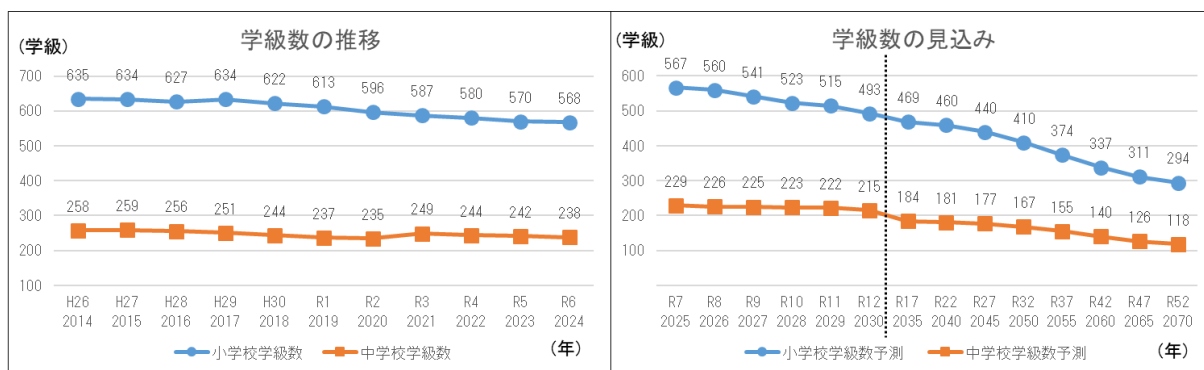
また、中学校の生徒数は10年前と比較すると1,330人減少（14.9%減少）しており、更なる減少が見込まれている。



4 学級数の推移と見込み（みやま分校除く。通常学級のみ）

小学校の学級数は10年前と比較すると、67学級減少（10.6%減少）しており、更なる減少が見込まれている。

また、中学校の学級数は10年前と比較すると、20学級減少（7.8%減少）しており、更なる減少が見込まれている。



- * 令和7年度から令和12年度までは、令和6年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校入学予定幼児数、そして、中学校進学見込数をもとに児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和6年度の学級数である小学校1、2年生の30人、他の学年の35人で算出した。）。
- * 令和13年度以降は、令和7年度から令和12年度までの児童生徒数の予測や、社人研の推計を基に児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和7年度から令和12年度までの児童生徒あたり学級数の平均値を小学校、中学校ごとに算出し、児童生徒数の予測からそれぞれ割り返して算出した。）。

5 適正規模の基準

本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとする。

なお、適正規模からは外れるが、児童生徒数の推移を特に注視していく学校を準適正規模として規定する。

小学校	
適正規模	1学年平均2学級を下限とする12学級から18学級
準適正規模	9学級から11学級、19学級から21学級
中学校	
適正規模	1学年平均4学級を下限とする12学級から18学級
準適正規模	9学級から11学級

- * 特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。
- * 学級数は、ニューノーマルGUNMA CLASS PJにより、小学校1、2年生は30人学級で算出し、他の学年は35人学級で算出する。

6 適正配置の基本的な考え方

児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現するには、通学区域の変更が必要になる場合がある。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

また、学校の統合にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、スクールバス等の多様な交通手段の導入を検討することとする。

7 適正規模・適正配置の検討対象校

本基本方針では、小中学校の準適正規模の基準を下回る学校を小規模校、準適正規模

又は適正規模の基準を上回る学校を大規模校とし、小規模校や大規模校になってから3年間が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校を検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方にに基づき、適正規模校又は準適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

ただし、令和7年度時点で小規模校や大規模校になってから3年以上が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校については、令和8年度から検討に取り組む対象校とする。

また、検討にあたっては、対象校の保護者や地域との話し合いの中で、地域の実情に合わせて取組を進めることとする。

8 適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」と、「学校の統合」という2つの方策を各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行うこととする。

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮する。

また、学校の統合にあたっては、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て取組を進めることとし、以下のいずれかに該当する場合には、義務教育学校への移行も選択肢のひとつとする。

- ・小規模の小学校同士が隣接しており、進学先の中学校には、隣接する小学校以外からの進学がなく、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合
- ・小規模の小学校と小規模の中学校が隣接しており、その校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

9 適正規模・適正配置に伴う教育環境の整備

学校の適正規模・適正配置を推進する際には、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

- (1) 通学路の安全確保
- (2) 学校の施設設備の整備
- (3) 児童生徒にとっての環境変化への対応

10 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地、施設利用については、前橋市市有施設総合管理計画の方向性である「保有総量の縮減」及び「効率的利活用の推進」に則り、地元の意見等も踏まえながら検討する。

1.1 適正規模・適正配置の手順

(1) 小規模校の適正規模・適正配置

「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて検討を推進する。

(2) 大規模校の適正規模・適正配置

隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。

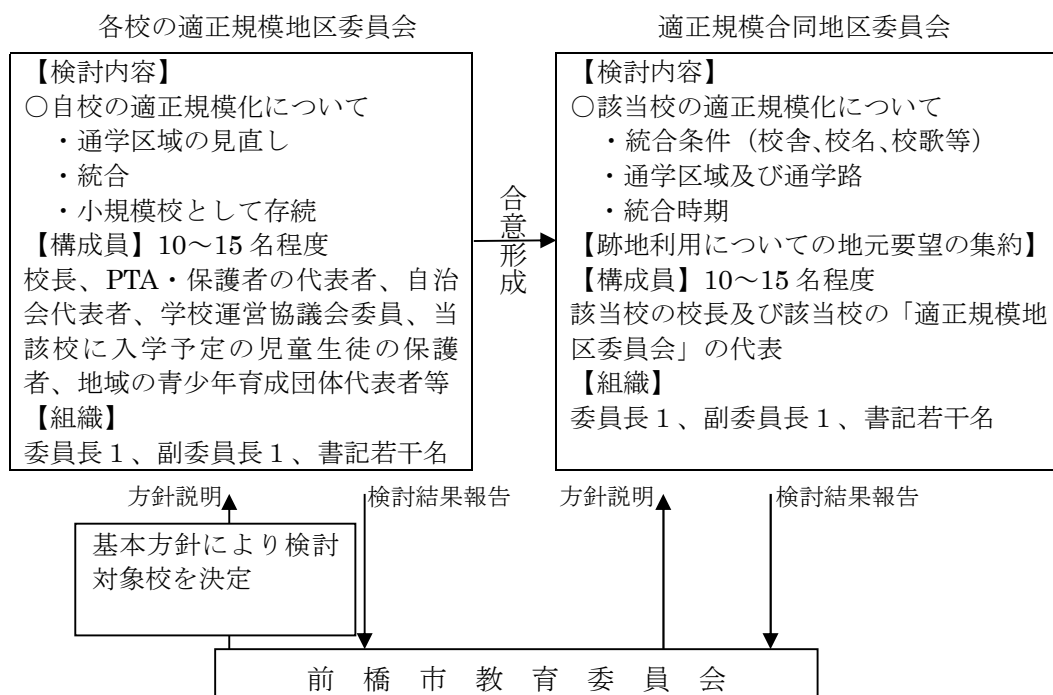
(3) 「適正規模地区委員会」及び「適正規模合同地区委員会」の設置

適正規模・適正配置を進める際には、対象校に「学校の適正規模を考える地区委員会」を設置する。「適正規模地区委員会」は、児童生徒の現在及び将来を見通し、該当校の適正規模化について責任を持った討議を進める。そして、その結果を「〇〇校の今後の在り方について」として市教委に報告する。

さらに、互いに対象校となっている学校の「適正規模地区委員会」で「通学区域の見直し」、「学校の統合」が同一の方向で合意された場合は、対象校同士の「当該地域の適正規模を考える合同地区委員会」（以下、「適正規模合同地区委員会」という）を設置する。

「適正規模合同地区委員会」は、複数校の合意を検討し、その結果を「当該地区の今後の在り方について」として市教委に報告する。

「適正規模地区委員会」、「適正規模合同地区委員会」及び市教委との関連は、下図のとおり



- ・校長は各委員会の構成員とする。
- ・事務局は前橋市教育委員会内に置く。